

11月22日(金) “滋賀県彦根子ども家庭相談センター” を訪問しました！

○訪問テーマ 「 児童相談所の業務と児童虐待対応の現状 」

○訪問した委員 土井 真一 委員 藤田 義嗣 委員 岡崎 正彦 委員 窪田 知子 委員

○センター概要

彦根子ども家庭相談センターは、非行、障害、虐待など、18歳未満の子どもに関する相談や、配偶者からの暴力などの相談を受け、助言、支援のほか、必要に応じて一時保護等を行う行政機関です。県内には、彦根子ども家庭相談センターのほか、中央子ども家庭相談センターと大津・高島子ども家庭相談センターが設置されており、県内を3つの管轄区域に分けて対応されています。



○訪問の様子

初めにセンターの田辺次長からセンターの概要について説明を受け、その後、施設を見学しました。見学後は、児童相談所としての具体的な業務や相談内容などの話を聞き、子どもや家庭が抱える課題とその対応にあたっての教育と福祉の連携について意見交換を行いました。



施設内の学習室



一時保護所の居室

※男女各3
室あり定
員計12名

○センターの役割と連携

- 彦根子ども家庭相談センターでは、児童福祉司、児童心理司、児童指導員のほか、警察職員や調理担当者など約60名の職員で業務を行っている。
- 児童相談の種類は、①養護（虐待）②障害（療育手帳）③非行④育成（不登校、しつけ）⑤性格行動⑥保健（虚弱児）などがあり、平成30年度の全県での相談件数5,851件のうち、養護が2,841件、障害が2,830件と大きな割合を占めている。また養護のうち、虐待相談は2,205件あった。※（ ）内は主な相談内容
- 相談対応は、市町の家庭児童相談室（名称は市町によって違う）が行い、センターが助言することが多いが、重篤なケースなどはセンターが直接関わることもある。
- センターが市町に助言を与えるため、センターには専門性が求められることから、若い職員などの人材育成が課題である。
- 市町には、要保護児童対策地域協議会（要対協）が設置されており、虐待などに対しては、要対協で警察、学校などの関係機関と情報共有や役割分担を行い対応している。

○意見交換より

委員：こちらに入所している子は何人いるのか。

センター：当センターの一時保護所にいる子どもは現在4人である。県内では約300人が施設に入所している。そのうち、里親に預けられているのが100人程度である。

委員：虐待等の課題を抱える児童生徒の対応を、教育か福祉かどこが取り仕切ることになるのか。

センター：センターや要対協が関わっているケースについては、センターや市町の福祉担当がマネジメントし、学校と連携し役割分担等を考えていくことになる。学校には、文部科学省が出している「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を十分理解していただきたい。

彦根市教：教員は、虐待の背景などの福祉面での見立てが十分にできないことがある。スクールソーシャルワーカーに来ていただくことで、アドバイスをいただいたり、実際に家庭に介入していただくケースもあり大変助かっている。また、教員の福祉的視点、見立てなどのスキルアップにもつながる。

委員：あらゆる相談内容において、家族との対応で感じる難しさや特徴などはあるか。

センター：精神疾患を抱えている御家族やお子さんが増えてきている。医療と福祉、また医療と学校の連携が重要だと感じている。

委員：幼児期から発達障害を抱えている子どもへのケアや保護者へのケアをしっかりと考えていかないといけない。特別支援教育をどうするかは、教育委員会で考えていくことである。



○教育委員より

<土井委員>

深刻化する虐待については、発見、一時保護等の初期対応および中・長期的な保護・支援の各段階において、学校、センター、警察・司法などの関係機関が専門性に依りて役割分担を明確にしつつ連携を強化し、それを支える人的・財政的支援を検討しなければならないと感じました。また、特別支援教育と福祉を繋ぎ、発達障害等を抱える子どもたちや保護者へのケアを早期から実施することで、二次的な問題が深刻化することを防止する必要があります。深刻な課題を抱える子どもたちや家庭に対する県民の皆様の御理解を得ながら、その支援のために真摯な取組を行っていきたいと思います。

<藤田委員>

滋賀県彦根子ども家庭相談センターでは、現代社会の様々な児童に関わる問題に際して、業務対応内容の幅の広さとともに5市6町という広範囲をカバーするテリトリーで、一時保護された子どもたちの24時間体制での見守りなど、職員の数に対して大変な業務量だと感じました。特に昨今に見られる現代社会の平和的豊かな社会にある反面、闇とでも言える悲しい事例に子どもたちが苦しむ実態には、一人でも多く立派に成長することへの光を与える当センターの大いなる役割に感謝するものでありました。

<岡崎委員>

彦根市内に住んでおり当センターの前も通っていましたが、このような施設があることを初めて知りました。家庭に課題があり当センターで一時保護を受けている子どもが、日常的に多くいることを確認できました。昨今、全国で発生している幼児や児童の虐待の発生状況を考えると、子どもたちと保護者のサポートを行う当センターが果たす役割は、発生している虐待等に対処するためには重要であると理解できました。県としては虐待等を発生させない社会を実現させるためにも家庭教育への取組を継続していかねばならないと感じる訪問となりました。

<窪田委員>

児童虐待の通告や相談件数が著しく増加している中で、限られた人員とスペースをフルに活用して対応にあたっておられることをあらためて実感しました。職員の方の「虐待のスタートは親自身の困り感」という言葉に表れていたように、保護者自身の養育の困難さにも目を向けながら、小さな“芽”の段階で学校教育などとも協同して対応していけるように、教育と福祉双方からのアプローチを進めていくことが重要だと思います。一方で、性的虐待の顕在化や発達の偏りなど、対応により高い専門性が求められるケースも少なくない伺い、県としてどのように支援を充実させていくかが問われていると感じました。